

保護者のみなさまへ

令和4年4月

池田市立学校長会
池田市立学校園PTA協議会
池田市教育委員会

携帯電話の持ち込みについて

平素より池田市立学校園の教育推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

昨今、情報通信機器の普及に伴い、子どもたちの安心・安全の観点から児童生徒に携帯電話等を持たせる家庭が多くなってきております。しかしながら、携帯電話等の機能の進歩は著しく、電話をする、連絡を取る以外にも多様なやり取りが可能となっており、一部の児童生徒はそうした機器に依存してしまい、手放すことが出来ない状況になっているという事例も報告されています。

これら子どもたちを取り巻く携帯電話等の問題に対して、大阪府教育委員会は平成20年度に「携帯・ネット上のいじめ等課題対策検討会議」を発足、7月に携帯電話の利用についての実態把握調査を実施し、その調査結果をふまえ12月に6つの課題の指摘と7つの提言がなされました。提言の1つが「小中学校は、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止、～以下略」といった内容でした。翌年1月には文部科学省より携帯電話の扱いに関する通知があり、これらを受け、本市においても学校園に「必要なものは持ち込まない」をベースに、携帯電話の持込については「原則禁止」の方針を決定し、教育活動の充実を図ってまいりました。

平成30年6月18日「大阪北部地震」の発生を機に、登下校時における安心・安全の観点から携帯電話の取扱いに関して、大阪府教育庁が再度検討を行い、平成31年3月27日に「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が示されました。このガイドラインを受け、本市においては市立学校長会の代表と市立学校園PTA協議会の代表、市教育委員会の代表からなるプロジェクトチームを立ち上げ、小中学校・義務教育学校における携帯電話の取扱いについて、様々な視点から意見を出し合い、議論を進めてきました。その結果、携帯電話の取扱いにつきまして、次のとおり方針を定めましたので、保護者の皆様におかれましては趣旨についてご理解の上、共に取組みを進めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

学校への携帯電話の持ち込みは「原則禁止」です。

携帯電話に限らず学校へ必要のないものを持ってくると、盗難や紛失、学習へ向かう集中力を欠くなど、持ってきた児童生徒のみならず、その周囲の者へも影響を与えます。池田市教育委員会としましては、引き続き学校内における携帯電話の持ち込みを「原則禁止」とします。

- ※ 特別な理由がある場合は、学校へご相談ください。
- ※ 本ルールにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。
 - ・子ども向け携帯（キッズケータイ・マモリーノ等）
 - ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
- 注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーも禁止です。また、携帯電話の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）も同様です。

登下校時やむをえず子どもに携帯電話を持たせる場合の約束

やむをえず、子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、登下校時の防災・防犯に限り可能となります。携帯電話を持たせる場合は以下の点について、お子さんと確認、約束をお願いいたします。また、適切な使い方についても家庭で話し合い、ルールを決めてください。なお、持ち込む際は事前に同意申請書の提出が必要となります。

- ① 登下校中、緊急時以外は携帯電話の操作をしません。
- ② 校内では携帯電話の電源を切り、使用しません。
- ③ 校内における携帯電話の管理については各学校の指示に従います。

※ 教育活動中に災害や緊急事態が起きた場合は、学校で子どもたちの安全を確保します。災害等の対応に関しましては、別紙「幼児・児童・生徒の安全確保のために」をご確認ください。